

紀宝町農業委員会の委員の選任に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、紀宝町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手続等について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の推薦及び募集)

第 2 条 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定による農業委員の推薦の求め及び募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 団体等からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格)

第 3 条 前条の規定により、推薦を受ける者及び一般募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことが出来る者で、農業委員の就任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として本町に住所を有する者
- (2) 町の職員でない者

(募集の周知等)

第 4 条 町長は、農業委員の推薦の求め及び募集に当たっては、次に掲げる方法により周知に努めるものとする。

- (1) 町広報等への掲載
- (2) 紀宝町公告式条例（平成 18 年紀宝町条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）への掲示
- (3) 町のホームページへの掲載
- (4) その他町長が必要と認める方法

2 推薦及び一般募集の受付期間は、26 日間とする。

(推薦及び募集の手続)

第 5 条 第 2 条第 1 号の個人からの推薦に当たっては、農業者等 3 人以上が連名し、当該農業者等の代表者が紀宝町農業委員会委員推薦届（個人による推薦）（様式第 1 号）により推薦するものとする。

2 第 2 条第 2 号の団体等からの推薦に当たっては、当該団体等の代表者が紀宝町農業委員会委員推薦届（団体等による推薦）（様式第 2 号）により推薦するものとする。

3 第 2 条第 3 号の一般募集に応募する者は、紀宝町農業委員会委員応募届（様式第 3 号）により応募するものとする。

(推薦及び応募の状況の公表等)

第 6 条 農業委員の推薦及び応募の状況について、推薦及び一般募集の受付期間の中間及び当該期間の終了後、速やかに掲示場、町のホームページ等において公表するものとする。

2 前項に規定する公表事項は、推薦を受けた者及び一般募集に応募した者の氏名、職業、年齢等とする。

3 前項に規定するもののほか、推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数並びに一般募集に応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数を公表するものとする。

(候補者の選考)

第 7 条 候補者の選考を行うため、紀宝町農業委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、その合議によって候補者を選考し、町長に報告するものとする。

(農業委員の選任)

第8条 町長は、農業委員の候補者を決定し、町議会の同意を得て農業委員を任命する。

(農業委員の補充)

第9条 農業委員について罷免、失職、辞任その他の理由により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きにより、速やかに補充に努めなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。